

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照表

○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百九号)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 砂糖の価格調整に関する措置</p> <p>第一節 輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置(第三条―第十条)</p> <p>第二節 異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置(第十一条―第十八条)</p> <p>第三節 輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置(第十八条の二―第十八条の七)</p> <p>第四節 甘味資源物交付金及び国内産糖交付金の交付(第十九条―第二十二条)</p> <p>第五節 雑則(第二十三条―第二十五条の二)</p> <p>第三章 でん粉の価格調整に関する措置</p> <p>第一節 輸入に係るでん粉等の価格調整に関する措置(第二十六条―第三十二条)</p> <p>第二節 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付(第三十三条―第三十六条)</p> <p>第四章 雑則(第三十七条―第三十九条)</p> <p>第五章 罰則(第四十条―第四十三条)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、輸入に係る砂糖及びでん粉等の価格調整に関する措置、異性化糖及び輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置、甘味資源作物及び国内産糖並びにでん粉原料用いも及び国内産いも</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 砂糖の価格調整に関する措置</p> <p>第一節 輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置(第三条―第十条)</p> <p>第二節 異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置(第十一条―第十八条)</p> <p>第三節 輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置(第十八条の二―第十八条の七)</p> <p>第四節 甘味資源物交付金及び国内産糖交付金の交付(第十九条―第二十二条)</p> <p>第五節 雑則(第二十三条―第二十五条の二)</p> <p>第三章 でん粉の価格調整に関する措置</p> <p>第一節 輸入に係るでん粉等の価格調整に関する措置(第二十六条―第三十二条)</p> <p>第二節 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付(第三十三条―第三十六条)</p> <p>第四章 雑則(第三十七条―第三十九条)</p> <p>第五章 罰則(第四十条―第四十三条)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、輸入に係る砂糖及びでん粉等の価格調整に関する措置、異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置、甘味資源作物及び国内産糖並びにでん粉原料用いも及び国内産いもでん粉についての</p>

もでん粉についての交付金を交付する措置等を定めることにより、甘味資源作物及びでん粉原料用いにも係る農業所得の確保並びに国内産糖及び国内産いもでん粉の製造事業の経営の安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保を図り、もつて国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2と4 (略)

5| この法律において「輸入加糖調製品」とは、砂糖を使用した輸入される調製品であつて、砂糖との用途の競合の状況に鑑み、国内産糖の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認められるものとして政令で定めるものをいう。

6・7| (略)

8| この法律において「でん粉原料用輸入農産物」とは、でん粉の製造の用に供するために輸入される農産物であつて、当該農産物を原料として製造されるでん粉と国内産いもでん粉との用途の競合の状況及び価格差に鑑み、国内産いもでん粉の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認められるものとして政令で定めるものをいう。

9・10| (略)

(輸入に係る指定糖の売戻しの価格)

第九条 前条第一項の規定による機構の指定糖の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定糖が砂糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額にその砂糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年度に係る農林水産大臣の定める率(以下この条において「指定糖調整率」という。)を乗じて得た額から、次のハに掲げる額に

交付金を交付する措置等を定めることにより、甘味資源作物及びでん粉原料用いにも係る農業所得の確保並びに国内産糖及び国内産いもでん粉の製造事業の経営の安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保を図り、もつて国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2と4 (略)

(新設)

5・6| (略)

7| この法律において「でん粉原料用輸入農産物」とは、でん粉の製造の用に供するために輸入される農産物であつて、当該農産物を原料として製造されるでん粉と国内産いもでん粉との用途の競合の状況及び価格差に鑑み、国内産いもでん粉の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認められるものとして政令で定めるものをいう。

8・9| (略)

(輸入に係る指定糖の売戻しの価格)

第九条 前条第一項の規定による機構の指定糖の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定糖が砂糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額にその砂糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年度に係る農林水産大臣の定める率(以下この条において「指定糖調整率」という。)を乗じて得た額から次のハに掲げる額(そ

次の二に掲げる額を加えて得た額（その額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額）を控除して得た額（国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額）を、次の口に掲げる額に加えて得た額

イ・ロ（略）

ハ 当該輸入申告の時に適用される異性化糖に係る軽減額として農林水産大臣の定める額（粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下この条において「異性化糖軽減額」という。）

二 当該輸入申告の時に適用される輸入加糖調製品に係る軽減額として農林水産大臣の定める額（粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下この条において「加糖調製品軽減額」という。）

二 当該指定糖が混合糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次の口に掲げる額との差額にその混合糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年度に係る指定糖調整率を乗じて得た額から、次のハに掲げる額に次の二に掲げる額を加えて得た額（その額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額）を控除して得た額（国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額）を次の口に掲げる額に加えて得た額に、第七条第二号口に掲げる額を加えて得た額

イ・ロ（略）

ハ 異性化糖軽減額に砂糖含有率を乗じて得た額（当該混合糖に含まれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、その種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

二 加糖調製品軽減額に砂糖含有率を乗じて得た額（当該混合糖に

の額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額）を控除して得た額（国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額）を、次の口に掲げる額に加えて得た額

イ・ロ（略）

ハ 当該輸入申告の時に適用される農林水産大臣の定める額（粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

（新設）

二 当該指定糖が混合糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次の口に掲げる額との差額にその混合糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年度に係る指定糖調整率を乗じて得た額から次のハに掲げる額（その額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額）を控除して得た額（国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額）を次の口に掲げる額に加えて得た額に、第七条第二号口に掲げる額を加えて得た額

イ・ロ（略）

ハ 前号ハの農林水産大臣の定める額に砂糖含有率を乗じて得た額（当該混合糖に含まれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、その種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

（新設）

含まれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあっては、その種類に
応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出
される額を加減して得た額）

2 (略)

3 異性化糖軽減額は、第十二条第一項の砂糖年度を区分した期間ごと
にその各期間を適用期間とし、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる
数量で除して得た数を第三号に掲げる額に乗じて得た額を、政令で定
めるところにより輸入に係る粗糖についての機構の売戻しの価格に
換算した額を限度として、定めるものとする。

一・二 (略)

三 その適用期間における第十一条第一項の異性化糖調整基準価格
と第十二条第一項の異性化糖の平均供給価格(当該異性化糖の平均
供給価格が当該異性化糖調整基準価格以上の額である場合には、当
該異性化糖調整基準価格)との差額に、その適用期間の属する砂糖
年度に係る第十五条第一項第一号の異性化糖調整率を乗じて得た
額

4 加糖調製品軽減額は、第十八条の三第一項の砂糖年度を区分した期
間ごとにその各期間を適用期間とし、第一号に掲げる数量を第二号に
掲げる数量で除して得た数を第三号に掲げる額に乗じて得た額を、政
令で定めるところにより輸入に係る粗糖についての機構の売戻しの
価格に換算した額を限度として、定めるものとする。

一 その適用期間の属する砂糖年度の前年度における加糖調製品糖
(輸入加糖調製品に含まれる砂糖をいう。以下同じ。)の輸入数量
を基準とし当該年度におけるその輸入数量の見込数量を参酌して
定めた加糖調製品糖の推定輸入数量(第十八条の六第三項において
「加糖調製品糖推定輸入数量」という。)

二 その適用期間の属する砂糖年度における第二項第二号に掲げる
数量

三 その適用期間における第十八条の二第一項の加糖調製品糖調整

2 (略)

3 第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額は、第十二条第一項の期
間ごとにその各期間を適用期間とし、第一号に掲げる数量を第二号に
掲げる数量で除して得た数を第三号に掲げる額に乗じて得た額を、政
令で定めるところにより輸入に係る粗糖についての機構の売戻しの
価格に換算した額を限度として、定めるものとする。

一・二 (略)

三 その適用期間における第十一条第一項の異性化糖調整基準価格
と第十二条第一項の異性化糖の平均供給価格(当該異性化糖の平均
供給価格が当該異性化糖調整基準価格以上の額である場合には、当
該異性化糖調整基準価格)との差額に、その適用期間の属する砂糖
年度に係る第十五条第一項の異性化糖調整率を乗じて得た額

(新設)

基準価格と第十八条の三第一項の加糖調製品糖の平均輸入価格(当該加糖調製品糖の平均輸入価格が当該加糖調製品糖調整基準価格以上の額である場合には、当該加糖調製品糖調整基準価格)との差額に、その適用期間の属する砂糖年度に係る第十八条の六第一項の加糖調製品糖調整率を乗じて得た額

- 5| 第三条第四項の規定は指定糖調整率について、第六条第二項から第四項までの規定は異性化糖軽減額及び加糖調製品糖軽減額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは異性化糖軽減額にあつては「第十一条第一項の異性化糖調整基準価格又は第十二条第一項の異性化糖の平均供給価格が改定された場合」と、加糖調製品糖軽減額にあつては「第十八条の二第一項の加糖調製品糖調整基準価格又は第十八条の三第一項の加糖調製品糖の平均輸入価格が改定された場合」と、同条第四項中「第一項」とあるのは異性化糖軽減額にあつては「第九条第三項」と、加糖調製品糖軽減額にあつては「第九条第四項」と、「政令で定める期間」とあるのは異性化糖軽減額にあつては「第十二条第一項の砂糖年度を区分した期間」と、加糖調製品糖軽減額にあつては「第十八条の三第一項の砂糖年度を区分した期間」と読み替えるものとする。

(異性化糖等の機構への売渡し)

第十一条 農林水産省令で定める施設により異性化糖を製造する者(以下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖をその製造場から移出する場合においてその移出の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格(砂糖調整基準価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)に満たない額であるときは、その移出に係る異性化糖を機構に売り渡さなければならぬ。ただし、輸入に係る粗糖につき当該移出の時に適用される

- 4| 第三条第四項の規定は指定糖調整率について、第六条第二項から第四項までの規定は第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額について、それぞれ、準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「第十一条第一項の異性化糖調整基準価格又は第十二条第一項の異性化糖の平均供給価格が改定された場合」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第九条第三項」と、「政令で定める期間」とあるのは「第十二条第一項の期間」と読み替えるものとする。

(異性化糖等の機構への売渡し)

第十一条 農林水産省令で定める施設により異性化糖を製造する者(以下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖をその製造場から移出する場合においてその移出の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格(砂糖調整基準価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)に満たない額であるときは、その移出に係る異性化糖を機構に売り渡さなければならぬ。ただし、輸入に係る粗糖につき当該移出の時に適用される

平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない額である場合であり、かつ、当該移出の時に適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出の時に適用される異性化糖標準価格(第六条第一項の政令で定める期間(当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が砂糖調整基準価格以上の額である場合における当該期間を除く。))ごとのその各期間を適用期間とし、その期間における輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)を超える場合は、この限りでない。

2 5 (略)

6 第六条第二項から第四項までの規定は、異性化糖標準価格について準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「平均輸入価格の改定により輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格が変動する場合」と、「改定することができる」とあるのは「併せて改定しなければならない」と、同条第四項中「第一項の」とあるのは「第十一条第一項ただし書の異性化糖標準価格の決定に関する」と、「政令で定める期間」とあるのは「第六条第一項の政令で定める期間(当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が砂糖調整基準価格以上の額である場合における当該期間を除く。)」と読み替えるものとする。

7 12 (略)

(異性化糖等の買入れの価格)
第十三条 (略)

2 第十一条第二項の規定による売渡しに係る異性化糖(以下「輸入異性化糖」という。)又は混合異性化糖(以下「輸入混合異性化糖」という。)についての機構の買入れの価格は、次の各号に掲げる区分に

平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない額である場合であり、かつ、当該移出の時に適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出の時に適用される異性化糖標準価格(第六条第一項の政令で定める期間(当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が砂糖調整基準価格以上の額である場合における当該期間を除く。))ごとのその各期間を適用期間とし、その期間における輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定する機構の売戻しの価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)を超える場合は、この限りでない。

2 5 (略)

6 第六条第二項から第四項までの規定は、異性化糖標準価格について準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「平均輸入価格の改定により輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定する機構の売戻しの価格が変動する場合」と、「改定することができる」とあるのは「併せて改定しなければならない」と、同条第四項中「第一項の」とあるのは「第十一条第一項ただし書の異性化糖標準価格の決定に関する」と、「政令で定める期間」とあるのは「第六条第一項の政令で定める期間(当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が砂糖調整基準価格以上の額である場合における当該期間を除く。)」と読み替えるものとする。

7 12 (略)

(異性化糖等の買入れの価格)
第十三条 (略)

2 第十一条第二項の規定による売渡しに係る異性化糖(以下「輸入異性化糖」という。)又は混合異性化糖(以下「輸入混合異性化糖」という。)についての機構の買入れの価格は、次の各号に掲げる区分に

応じ、それぞれ、当該各号に掲げる額から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額とする。

一 (略)

二 輸入混合異性化糖 次のイに掲げる額に次のロに掲げる額を加えて得た額

イ (略)

ロ その輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格に、標準異性化糖と当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖以外の糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して当該異性化糖以外の糖の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、当該異性化糖以外の糖の割合を乗じて得た額

第三節 輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置

(輸入加糖調製品の機構への売渡し)

第十八条の二 輸入加糖調製品につき輸入申告をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る輸入加糖調製品の所有者でない場合にあつては、その所有者)は、その輸入申告の時に適用される次条第一項の加糖調製品糖の平均輸入価格が加糖調製品糖調整基準価格(砂糖調整基準価格を政令で定めるところにより加糖調製品糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)に満たない額であるときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る輸入加糖調製品を機構に売り渡さなければならぬ。

一 当該輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税率法第十四条の規定により関税が免除されるものである場合その他政令で定める場合

二 輸入に係る粗糖につき当該輸入申告の時に適用される第六条第一項の粗糖の平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない

応じ、それぞれ、当該各号に掲げる額から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額とする。

一 (略)

二 輸入混合異性化糖 次のイに掲げる額に次のロに掲げる額を加えて得た額

イ (略)

ロ その輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格に、当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖以外の糖の割合を乗じて得た額に、標準異性化糖と当該異性化糖以外の糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して当該異性化糖以外の糖の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た額

(新設)

(新設)

- 2| 加糖調製品糖調整基準価格は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに定めなければならない。
- 3| 加糖調製品糖調整基準価格は、第四条第一項の規定により砂糖調整基準価格が改定される場合には、併せて改定しなければならない。
- 4| 農林水産大臣は、加糖調製品糖調整基準価格を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。
- 5| 第六条第二項から第四項までの規定は、加糖調製品糖標準価格について準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「平均輸入価格の改定により輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格が変動する場合」と、「改定することができる」とあるのは「併せて改定しなければならない」と、同条第四項中「第一項の」とあるのは「第十八条の二第一項第二号の加糖調製品糖標準価格の決定に関する」と、「同項」とあるのは「同号」と、「政令で定める期間」とあるのは「第六条第一項の政令で定める期間（当該期間をその適用期間とする同項の粗糖の平均輸入価格が砂糖調整基準価格以上の額である場合における当該期間を除く。）」と読み替えるものとする。
- 6| 第一項の規定による輸入加糖調製品の売渡しは、当該輸入加糖調製

品に係る輸入申告の前に、売渡申込書を機構に提出してしなければならない。

7 前項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。

8 第五条第三項の規定は、第一項の規定による売渡しに係る輸入加糖調製品について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第十八条の二第六項」と、「同条第一項」とあるのは「同法第七十条第一項」と読み替えるものとする。

(加糖調製品糖平均輸入価格)

第十八条の三 加糖調製品糖の平均輸入価格(以下「加糖調製品糖平均輸入価格」という。)は、政令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令で定めるところにより、その適用期間前の一定期間の海外における代表的な精製糖の市価の平均額並びに輸入加糖調製品の調製に要する標準的な費用の額、輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額、関税の額に相当する金額及び販売に要する標準的な費用の額を基準として、農林水産大臣が定める。

2 第六条第二項から第四項までの規定は、加糖調製品糖平均輸入価格について準用する。この場合において、同条第三項中「粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「精製糖の市価が著しく変動した場合」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十八条の三第一項」と、「政令で定める期間」とあるのは「政令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間」と読み替えるものとする。

(輸入加糖調製品の買入れの価格)

第十八条の四 第十八条の二第一項の規定による売渡しに係る輸入加糖調製品についての機構の買入れの価格は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えて得た額とする。

(新設)

(新設)

一 その輸入申告の時に適用される加糖調製品糖平均輸入価格に加糖調製品糖含有率(輸入加糖調製品に含まれる砂糖の割合をいう。第十八条の六において同じ。)を乗じて得た額に、農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分に応じて農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額

二 その輸入申告の時に適用される加糖調製品糖平均輸入価格に、加糖調製品糖と当該輸入加糖調製品に含まれる砂糖以外の物との市価等の差異を勘案して当該砂糖以外の物の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、当該砂糖以外の物の割合を乗じて得た額

(輸入加糖調製品の売戻し)

第十八条の五 機構は、第十八条の二第一項の規定による輸入加糖調製品の売渡しをした者に対し、その輸入加糖調製品を売り戻さなければならぬ。

2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による輸入加糖調製品の売戻しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第五条第一項の規定による指定糖の売渡し」とあるのは「第十八条の二第一項の規定による輸入加糖調製品の売渡し」と、「その売渡しに係る指定糖」とあるのは「その売渡しに係る輸入加糖調製品」と、同条第三項中「第五条第一項の規定による指定糖の売渡し」とあるのは「第十八条の二第一項の規定による輸入加糖調製品の売渡し」と読み替えるものとする。

(輸入加糖調製品の売戻しの価格)

第十八条の六 前条第一項の規定による機構の輸入加糖調製品の売戻しの価格は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に当該輸入加糖調製品の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る農林水産大臣の定める率(以下この条において「加糖調製品糖調整率」という。)

(新設)

(新設)

を乗じて得た額を同号に掲げる額に加えて得た額に、第十八条の四第二号に掲げる額を加えて得た額(その額が輸入加糖調製品につき同条の規定により定められる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて得た額)とする。

一 加糖調製品糖調整基準価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に、農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分に応じて農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額

二 第十八条の四第一号に掲げる額

2 前項の規定にかかわらず、同項の輸入加糖調製品の輸入申告の時についで適用される輸入に係る粗糖の平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない額である場合であり、かつ、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、前条第一項の規定による機構の輸入加糖調製品の売戻しの価格は、同号に掲げる額とする。

一 前項の規定により定められる機構の売戻しの価格

二 その輸入申告の時について適用される加糖調製品糖標準価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に、農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分に応じて農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額に、第十八条の四第二号に掲げる額を加えて得た額

3 加糖調製品糖調整率は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、当該年度における第九条第二項第一号に掲げる数量を当該年度における同項第二号に掲げる数量と加糖調製品糖推定輸入数量との合計数量で除して得た数を限度として、定めるものとする。

4 第三条第四項の規定は、加糖調製品糖調整率について準用する。

(輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しの価格の減額)

第十八条の七 第十八条の二第一項の規定による売渡しに係る輸入加

(新設)

糖調製品が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該輸入加糖調製品につき買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。

第四節 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付

第五節 雑則

(輸入に係る指定糖、異性化糖等及び輸入加糖調製品の売戻しの価格の特例)

第二十三条 農林水産大臣は、砂糖の市価が輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を政令で定めるところにより精製糖（国内産糖を除く。）の価格に換算した額を下回つて推移し、又は推移するおそれがある場合において、前条第二項の規定により国内産糖交付金の単価が砂糖の市価を参酌して定めることとされていることからみて、機構の行う国内産糖交付金の交付の業務の適正円滑な運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その事態に対処するため、機構に対し、次条第一項、第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項の規定により定められる機構の売戻しの価格により売戻しをすべきことを指示するとともに、その旨を告示するものとする。

2 (略)

第二十四条 第五条第一項の規定による指定糖の売渡し申し込みがあつた場合において、その申込みをした指定糖輸入申告者等の当該申込みの日の属する農林水産省令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間における指定糖の売渡申込数量（混合糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合糖に含まれる砂糖の数量）を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のそ

第三節 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付

第四節 雑則

(輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売戻しの価格の特例)

第二十三条 農林水産大臣は、砂糖の市価が輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を政令で定めるところにより精製糖（国内産糖を除く。）の価格に換算した額を下回つて推移し、又は推移するおそれがある場合において、前条第二項の規定により国内産糖交付金の単価が砂糖の市価を参酌して定めることとされていることからみて、機構の行う国内産糖交付金の交付の業務の適正円滑な運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その事態に対処するため、機構に対し、次条第一項及び第二十五条第一項に規定する売戻しの価格により売戻しをすべきことを指示するとともに、その旨を告示するものとする。

2 (略)

第二十四条 第五条第一項の規定による指定糖の売渡し申し込みがあつた場合において、その申込みをした指定糖輸入申告者等の当該申込みの日の属する農林水産省令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間における指定糖の売渡申込数量（混合糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合糖に含まれる砂糖の数量）を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のそ

の者に対する当該期間における指定糖の第八条第一項の規定による売戻しの数量（混合糖にあつては、当該売戻しに係る混合糖に含まれる砂糖の数量）を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量（その数量によること）が著しく不適當であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における指定糖の輸入数量等（混合糖にあつては、輸入に係る混合糖に含まれる砂糖の数量等）を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したときは、当該数量）を超えるときは、その超える数量に係る指定糖の前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、第九条第一項の規定にかかわらず、同項各号の規定により定められる機構の売戻しの価格に、政令で定めるところにより砂糖（輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。）の供給数量の増加が砂糖の市価及び国内産糖交付金の単価に及ぼす影響の程度を参酌して粗糖につき当該超える数量に係る指定糖の輸入申告の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額（粗糖以外の指定糖にあつては、その種類（混合糖にあつては、当該混合糖に含まれる砂糖の種類）に応じて、当該額（混合糖にあつては、当該額に砂糖含有率を乗じて得た額）に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）を加えて得た額（その額が第七条第一号に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額（混合糖にあつては、同条第二号に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額）とする。

2 前項に規定する農林水産大臣の通知は、前条第一項の規定による告示が行われた日（当該告示が行われた日後四日から同条第二項の規定による告示が行われる日までに開始する前項の砂糖年度を区分した

の者に対する当該期間における指定糖の第八条第一項の規定による売戻しの数量（混合糖にあつては、当該売戻しに係る混合糖に含まれる砂糖の数量）を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量（その数量によること）が著しく不適當であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における指定糖の輸入数量等（混合糖にあつては、輸入に係る混合糖に含まれる砂糖の数量等）を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したときは、当該数量）を超えるときは、その超える数量に係る指定糖の前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、第九条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する売戻しの価格に、政令で定めるところにより砂糖（輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。）の供給数量の増加が砂糖の市価及び国内産糖交付金の単価に及ぼす影響の程度を参酌して粗糖につき当該超える数量に係る指定糖の輸入申告の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額（粗糖以外の指定糖にあつては、その種類（混合糖にあつては、当該混合糖に含まれる砂糖の種類）に応じて、当該額（混合糖にあつては、当該額に砂糖含有率を乗じて得た額）に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）を加えて得た額（その額が第七条第一号に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額（混合糖にあつては、同条第二号に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額）とする。

2 前項に規定する農林水産大臣の通知は、前条第一項の規定による告示が行われた日（当該告示が行われた日後四日から同条第二項の規定による告示が行われる日までに開始する前項の期間にあつては、当該

期間にあつては、当該期間の初日前三日まで）に（農林水産省令で定める過去一定年間に機構への売渡しの申込みをしていない者で、その日以後当該申込みをしたものについては、当該申込みの後遅滞なく）しなければならない。

3 (略)

第二十五条 第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした者の当該申込みの日の属する前条第一項の砂糖年度を区分した期間における異性化糖等の売渡申込数量（混合異性化糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量）を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における異性化糖等の第十四条第一項の規定による売戻しの数量（混合異性化糖にあつては、当該売戻しに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量）を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量（その数量によること著しく不相当であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における異性化糖の製造数量等又は異性化糖等の輸入数量等（混合異性化糖にあつては、輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量等）を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したときは、当該数量）を超えるときは、その超える数量に係る異性化糖等の第二十三条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる機構の売戻しの価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を加えて得た額（輸入異性化糖又は輸入混合異性化糖にあつては、それぞ

期間の初日前三日まで）に（農林水産省令で定める過去一定年間に機構への売渡しの申込みをしていない者で、その日以後当該申込みをしたものについては、当該申込みの後遅滞なく）しなければならない。

3 (略)

第二十五条 第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした者の当該申込みの日の属する前条第一項の期間における異性化糖等の売渡申込数量（混合異性化糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量）を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における異性化糖等の第十四条第一項の規定による売戻しの数量（混合異性化糖にあつては、当該売戻しに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量）を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量（その数量によること著しく不相当であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における異性化糖の製造数量等又は異性化糖等の輸入数量等（混合異性化糖にあつては、輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量等）を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したときは、当該数量）を超えるときは、その超える数量に係る異性化糖等の第二十三条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する売戻しの価格に、次の各号に掲げる額を加えて得た額（輸入異性化糖又は輸入混合異性化糖にあつては、それぞれその額が第十三条第二項の規

れその額が第十三条第二項の規定により定められる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて得た額」とする。

一〜三 (略)

2 (略)

第二十五条の二 第十八条の二第一項の規定による輸入加糖調製品の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした者の当該申込みの日の属する第二十四条第一項の砂糖年度を区分した期間における当該売渡しの申込みに係る加糖調製品糖の数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における第十八条の五第一項の規定による売戻しに係る加糖調製品糖の数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量(その数量によることが著しく不適當であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における加糖調製品糖の輸入数量等を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したときは、当該数量)を超えるときは、その超える数量に係る加糖調製品糖の第二十三条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、第十八条の六第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えて得た額(その額が第十八条の四の規定により定められる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて得た額)とする。

一 第十八条の六第一項又は第二項の規定により定められる機構の売戻しの価格

二 政令で定めるところにより加糖調製品糖の輸入数量の増加が砂糖の市価及び国内産糖交付金の単価に及ぼす影響の程度を参酌し

定により定められる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて得た額」とする。

一〜三 (略)

2 (略)

(新設)

て加糖調製品糖につき当該超える数量に係る輸入加糖調製品の輸入申告の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額に、農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分に応じて農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額

2 | 第二十四条第二項の規定は前項に規定する農林水産大臣の通知について、同条第三項の規定は前項第二号の農林水産大臣が定める額について、それぞれ準用する。

(報告及び検査)

第三十九条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、甘味資源作物若しくはでん粉原料用いもの生産者、砂糖、異性化糖若しくはでん粉の製造業者若しくは販売業者若しくは砂糖、混合糖、異性化糖等、輸入加糖調製品、でん粉若しくはでん粉原料用輸入農産物の輸入業者に対し、必要な事項について報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

第四十三条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

(報告及び検査)

第三十九条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、甘味資源作物若しくはでん粉原料用いもの生産者、砂糖、異性化糖若しくはでん粉の製造業者若しくは販売業者若しくは砂糖、混合糖、異性化糖等、でん粉若しくはでん粉原料用輸入農産物の輸入業者に対し、必要な事項について報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

第四十三条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

2 (略)

○関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)(第二条関係)

改正案

現行

(傍線部分は改正部分)

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)

関税率法 別表の番号	品名	税率
一八・〇六 (略)	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	(略)
一八〇六 ・一〇	ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。) 一 砂糖を加えたもののうち しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの	二八・五%
一八〇六 ・二〇	その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。) 一 (略) 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの A チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品のうち チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの	(略)
一八〇六 ・二〇	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	(略)
一八〇六 ・二〇	その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。) 一 (略) 二 その他のもの	(略)

一八〇六
三三

一八〇六
九〇

B| その他のもののうち

しよ糖の含有量が全
重量の五〇%以上の
もの

(二) その他のもののうち

(略)

その他のもの(塊状、板状又は棒状
のものに限る。)
詰物をしないもの

二| その他のもの

(一)| 砂糖を加えたもの
うち

チューインガムその
他の砂糖菓子及びし
よ糖の含有量が全重
量の五〇%以上のも
の

その他のもの

二| その他のもの

(一) (略)

A (略)

その他の乳製品に係
る共通の限度数量以
内のもの

(二) その他のもの

A| 砂糖を加えたもの
うち

チューインガムその
他の砂糖菓子及びし
よ糖の含有量が全重
量の五〇%以上のも
の

二七%

(略)

一%

二一%

一%

一八〇六
九〇

(二) その他のものうち

(略)

その他のもの

二| その他のもの

(一) (略)

A (略)

その他の乳製品に係
る共通の限度数量以
内のもの

(略)

二一%

一九〇一

麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

(略)

(略)

その他のもの

一 (略)

(一) (略)

(二) (略)

(三) (略)

(2) (1)

その他のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行ふ政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入される

(略)

(略)

(略)

(略)

一九〇一

麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

(略)

(略)

その他のもの

一 (略)

(一) (略)

(二) (略)

(三) (略)

(2) (1)

その他のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行ふ政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入される

(略)

(略)

(略)

(略)

もの並びに同法第三
四条第一項第三号に
規定する政令で定め
る米穀等のうち政令
で定めるところによ
り農林水産大臣の証
明を受けて輸入され
るもの

二五%

(略)

調製し又は保存に適する処理をしたト
マト(食酢又は酢酸により調製し又は
保存に適する処理をしたものを除く。)

(略)

(略)

(新設)

(新設)

(略)
二〇・〇二

・九〇
二〇〇二
(新設)

二五%

二八・八%

(略)

(略)

一%

二) その他のもの

(一) 第〇四・〇一項から第〇

四・〇四項までの物品の調
製食料品

A) 砂糖を加えたもの

(b) その他のもの

(略)
調製し又は保存に適する処理をしたト
マト(食酢又は酢酸により調製し又は
保存に適する処理をしたものを除く。)

調製し又は保存に適する処理をしたそ
の他の野菜(冷凍してないものに限る
ものとし、食酢又は酢酸により調製し
又は保存に適する処理をしたもの及び
第二〇・〇六項の物品を除く。)

一) 砂糖を加えたもの
二) その他のものうち

しよ糖の含有量が全重
量の五〇%以上のもの
ささげ属又はいんげんまめ属の豆
さやを除いた豆

(略)
二〇・〇二

二〇〇二
・九〇
二〇・〇五

二〇〇五
・四〇

二〇〇五
・五一

(略)
二一・〇一

二一〇一
二一

二一〇一
二二

(略)

一 砂糖を加えたもの
二 其他のものうち
しよ糖の含有量が全
重量の五〇%以上の
もの

コーヒー、茶又はマテのエキス、エッ
センス及び濃縮物並びにこれらをも
とした調製品、コーヒー、茶又はマテ
をもととした調製品並びにチコリーそ
他のコーヒー代用物(いつたものに
限る。)並びにそのエキス、エッセンス
及び濃縮物

コーヒーのエキス、エッセンス及び
濃縮物並びにこれらをもととした調
製品並びにコーヒーをもととした調
製品

エキス、エッセンス及び濃縮物

一 砂糖を加えたもののうち
しよ糖の含有量が全重

量の五〇%以上のもの

エキス、エッセンス又は濃縮物を
もととした調製品及びコーヒーを
もととした調製品

一 エクス、エッセンス又は濃

縮物をもととした調製品

(一) 砂糖を加えたものう
ち

しよ糖の含有量が全
重量の五〇%以上の
もの

二 コーヒーをもととした調
製品

(略) 一
%

二一・七%

一
%

(略)
二一・〇一

(新設)

二一〇一
二二

(略)

コーヒー、茶又はマテのエキス、エッ
センス及び濃縮物並びにこれらをも
とした調製品、コーヒー、茶又はマテ
をもととした調製品並びにチコリーそ
他のコーヒー代用物(いつたものに
限る。)並びにそのエキス、エッセンス
及び濃縮物

コーヒーのエキス、エッセンス及び
濃縮物並びにこれらをもととした調
製品並びにコーヒーをもととした調
製品

(新設)

エキス、エッセンス又は濃縮物を
もととした調製品及びコーヒーを
もととした調製品

二 コーヒーをもととした調
製品

(略)

(新設)

二二〇一 ・二〇〇	<p>茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品</p> <p>二 茶又はマテをもととした調製品</p>	<p>(一) (略)</p> <p>B A (略)</p> <p>その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>(二) (略)</p> <p>A (略)</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>(b) (略)</p> <p>その他のもの</p>	(略)
二二〇六 ・二〇〇	<p>調製食品品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質</p> <p>一 (略)</p>	<p>(二) (略)</p> <p>A (略)</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>(b) (略)</p> <p>その他のもの</p> <p>内のもの</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>(一) (略)</p> <p>B A (略)</p> <p>その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>二 (略)</p> <p>その他のもの</p> <p>(一) (略)</p> <p>砂糖を加えたもの</p>	<p>(略)</p> <p>二五%</p> <p>一%</p> <p>(略)</p> <p>二五%</p>
二二〇一 ・二〇〇	<p>茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品</p> <p>二 茶又はマテをもととした調製品</p>	<p>(一) (略)</p> <p>B A (略)</p> <p>その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p>	(略)
二二〇六 ・二〇〇	<p>調製食品品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質</p> <p>一 (略)</p>	<p>(一) (略)</p> <p>B A (略)</p> <p>その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>(二) (略)</p> <p>その他のもの</p>	<p>(略)</p> <p>二五%</p> <p>(略)</p> <p>二五%</p>

二一〇六
・九〇

その他のもの
B) その他のもの

一 (略)
二 その他のもの

(一) 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品

A (略)

B その他のもの

(a) (略)

(b) 大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の三〇%を超えるものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林

一九・一%

(略)

(略)

(略)

二一〇六
・九〇

その他のもの

一 (略)
二 その他のもの

(一) 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品

A (略)

B その他のもの

(a) (略)

(b) 大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の三〇%を超えるものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林

(略)

(略)

(略)

水産大臣の証明を
 受けて輸入される
 もの
 (二) その他のもの
 E| その他のもの
 (a) 砂糖を加えたもの
 イ| おたねにんじん又
 はそのエキスを含
 有する飲料のもと
 のうち
 ハ| しょ糖の含有量
 が全重量の五
 〇%以上のもの
 (ロ) その他のもの
 I| その他のもの
 小売用の容
 器入りにし
 たもので、容
 器ともの一
 個の重量が
 五〇〇グラ
 ム以下のも
 の
 II| しょ糖の含
 有量が全重
 量の八五%
 以上のもの
 (小売用の
 容器入りに
 したものの容
 器ともの一
 個の重量が
 五〇〇グラ
 ム以下のも

二五%

一%

一%

水産大臣の証明を
 受けて輸入される
 もの

二五%

のに限り、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器とも）の重量が五〇〇グラム以下のもに限り、政令で定められたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。）

Ⅲ
 (I)

の容器	の小売用	るもの	を含有す	は乳脂肪	んぱく又	乳糖、乳	の	その他のも	の	に限り、	成分に更	を加えるこ	ことなく小	用の容器入	りのもの（	容器とも）	の重量が	五〇〇グラ	ム以下のも	に限り、	政令で定め	られたもの	及び	課税価格が	一キログラ	ムにつき二	五七円を超	えるものを	除く。）
-----	------	-----	------	------	------	------	---	-------	---	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------	-------	----	-------	-------	-------	-------	-------	------

一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。）

一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。）

(略)

(略)

(II)

も|その|の|その|限|も|以|グ|五|重|一|と|の|し|入
の|の|の|の|る|の|下|ラ|〇|量|個|も|(容)|た|り
の|の|の|他|。) |に|の|ム|〇|が|の|の|(器)|も|に

(略)

一%

二八・八%

二七・一%

(略)

(略)

(略)

○独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（業務の範囲）

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 （略）

五 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九十九号）の規定により次の業務を行うこと。

イ・ロ （略）

ハ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うこと。

ニ～ヘ （略）

六・七 （略）

（国庫納付金）

第十一条 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に定める交付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水産大臣が定めて通知する金額を国庫に納付しなければならない。

一 前条第五号イからハまでの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項各号に掲げる交付金（てん菜の作付面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

二 前条第五号ホの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号に掲げる交付金（でん粉の製造の用に供するばれいしよの作付面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

（区分経理）

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 （略）

三 第十条第五号イからニまでの業務、同条第六号の業務（砂糖及びその原料作物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務

四 第十条第五号ホ及びヘの業務、同条第六号の業務（でん粉及びそ

（業務の範囲）

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 （略）

五 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九十九号）の規定により次の業務を行うこと。

イ・ロ （略）

（新設）

ハ～ホ （略）

六・七 （略）

（国庫納付金）

第十一条 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に定める交付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水産大臣が定めて通知する金額を国庫に納付しなければならない。

一 前条第五号イ及びロの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項各号に掲げる交付金（てん菜の作付面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

二 前条第五号ニの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号に掲げる交付金（でん粉の製造の用に供するばれいしよの作付面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

（区分経理）

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 （略）

三 第十条第五号イ、ロ及びハの業務、同条第六号の業務（砂糖及びその原料作物に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務

四 第十条第五号ニ及びホの業務、同条第六号の業務（でん粉及びそ

の原料作物に係るものに限る。) 並びにこれらに附帯する業務

の原料作物に係るものに限る。) 並びにこれらに附帯する業務

○環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（平成二十八年法律第百八号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（関税暫定措置法の一部改正）

第四条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（別表第一の三の改正規定）

第六条及び第七条 削除

第九条 削除

（関税暫定措置法の一部改正）

第四条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

（略）

（別表第一第一八・〇六項の改正規定）

（別表第一一九〇一・九〇号の改正規定）

（別表第一二〇・〇二項の次に一項を加える改正規定）

（別表第一二一〇一・一二号の改正規定及び同号の前に一号を加える改正規定）

（別表第一二二〇一・二〇号の改正規定）

（別表第一二二〇六・一〇号の改正規定）

（別表第一二一〇六・九〇号の改正規定）

（別表第一の三の改正規定）

第六条 削除

第七条 （砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の一部改正）
（略）

（独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正）

第九条 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号中、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うこと。

第十一条第一号中「及びロ」を「からハまで」に改め、同条第二号中「前条第五号ニ」を「前条第五号ホ」に改める。

第十二条第三号中「ロ及びハ」を「からニまで」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第四号中「第十条第五号ニ及びホ」を「第十

条第五号ホ及びヘ」に改める。

附則

第五条及び第六条 削除

附則

第五条 削除

（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 施行日の属する第七条の規定による改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下この条において「新調整法」という。）第十八条の三第一項の砂糖年度を区分した期間（施行日が同項の砂糖年度を区分した期間の初日の二日前の日又は当該初日の前日である場合にあつては、施行日の属する同項の砂糖年度を区分した期間及び当該期間の翌期間）に係る新調整法第九条第一項第一号ニに規定する加糖調製品軽減額及び新調整法第十八条の三第一項に規定する加糖調製品糖平均輸入価格についての新調整法第九条第五項及び第十八条の三第二項において準用する砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（第三項及び第四項において「調整法」という。）第六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「その適用期間の初日前三日までに」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行日に定め、遅滞なく」とする。

2 施行日の属する新調整法第二条第九項に規定する砂糖年度（以下この項及び第四項において「砂糖年度」という。）（施行日が砂糖年度の初日の十四日前の日から当該初日の前日までの間のいずれかの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度）に係る新調整法第十八条の二第一項に規定する加糖調製品糖調整基準価格及び新調整法第十八条の六第一項に規定する加糖調製品糖調整率についての新調整法第十八条の二第二項及び第十八条の六第三項の規定の適用については、これらの規定中「毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日まで」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する砂糖年度（施行日が砂糖年度の初日前十四日から当該初日の

前日までの間のいずれかの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度）については、施行日」とする。

3| 施行日の属する調整法第六条第一項の政令で定める期間（施行日が同項の政令で定める期間の初日の二日前の日又は当該初日の前日である場合にあつては、施行日の属する同項の政令で定める期間及び当該期間の翌期間）に係る新調整法第十八条の二第一項第二号に規定する加糖調製品糖標準価格についての同条第五項において準用する調整法第六条第二項の規定の適用については、同項中「その適用期間の初日前三日までに」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日に定め、遅滞なく」とする。

4| 施行日の属する砂糖年度（施行日が砂糖年度の初日の十四日前の日から当該初日の前日までの間のいずれかの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度）に係る新調整法第二十五条の二第一項第二号の農林水産大臣が定める額についての同条第二項において準用する調整法第二十四条第三項の規定の適用については、同項中「毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに定めて」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する砂糖年度（施行日が砂糖年度の初日前十四日から当該初日の前日までの間のいずれかの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度）については、施行日に定め、遅滞なく」とする。